

第1編 総 則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災体制の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から守ることを目的とする。

第2節 計画の性格

1 地域防災計画—地震災害対策—

(1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年（1961年）法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定により、東海市防災会議が東海市防災会議条例（昭和44年（1969年）東海市条例第86号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき作成する計画であり、東海市の地域に係る災害に対処するため予防、応急活動及び災害復旧の各分野にわたって総合的見地から計画を樹立し、初動態勢を確立することにより防災活動を計画的かつ迅速に行い、計画の有機的活用により、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年（1975年）法律第84号）に基づく、特別防災区域に係る防災については、「愛知県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

(2) この計画は、各防災関係機関が実施計画の作成などにより、具体化を図るものとするが、本市をとりまく諸条件の変化を見きわめるとともに、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果において、必要が生じたときには本計画に修正を加え、逐次完備を図っていくものとする。

2 地震防災強化計画

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年（1978年）法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定（平成14年（2002年）4月24日）された本市においては、地域防災計画において、

- (1) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- (2) 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (3) 東海地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、本計画においては、計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定めるものとする。

3 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年（2002年）法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定された本市は、地域防災計画において、

- (1) 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- (3) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- (5) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることとなつており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、本計画においては第2編「災害予防」、第3編「災害応急対策」及び第5編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。

〔南海トラフ地震防災対策推進地域〕

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、県内の全市町村（平成26年（2014年）3月28日現在）である。

また、予知型の地震のみならず直下型の大地震の発生に対しても、十分な災害対策が実施できる初動態勢を確立するものである。

4 愛知県地域強靭化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）第13条において、市が策定する国土強靭化地域計画は、国土強靭化に係る当該市の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靭化に関する部分は、東海市地域強靭化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえる。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する
- (3) 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする

5 他の計画との関係

水防法（昭和24年（1949年）法律第193号）に基づく「東海市水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年（1975年）法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構成		主な内容
第1編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	大規模地震の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	大規模地震が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等
第5編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応 等

第2章 本市の特質と災害要因

第1節 地形・地質

1 地形及び地質

本市の地形及び地質は、大きくみて東部の丘陵部と、海岸寄りの平地部及び丘陵を浸食した谷底の沖積地の二つに分けられる。

丘陵部は、主として第三紀鮮新世から第四紀更新世（洪積世）の初期にかけて形成された常滑層群からなり、一般的にみてよく締まっており、地震に対する地質条件としては比較的優れている。

これに対して、沖積平地部分は、名鉄常滑線以西の海岸低地や、大田川及び横須賀新川（信濃川）などの丘陵部開析谷（浸食によって形成された谷）に広がるが、それを構成する沖積層は最新の地質時代（ほぼ過去18,000年以降）に堆積した軟弱な地層である。したがって、これら軟弱な地層のところでの地震時における危険度は高く、木造家屋の倒壊率が高まるものと推測される。

（資料）

- ・ 市の自然条件 (附属資料 p. 1)

2 活断層

知多半島には、上部の地層が撓曲した伏在断層があり、市内には南北に走る加木屋－成岩断層及び北部の天白河口断層を始め、周辺には大高－高浜断層、伊勢湾断層等が確認されている。

（資料）

- ・ 活断層分布図 (参考資料 図面4)

3 沖積層と地震災害

沖積層等深線図（昭和51年（1976年）調査実施）から、本市の沖積層層厚分布には、大きくみて二つのケースがあり、その一つは、浅山新田から愛知製鋼㈱・日本製鉄㈱名古屋製鉄所敷地を経て横須賀港北側まで広がる層厚10メートル未満の箇所であり、他の一つは、天白川及び大田川の旧河谷に沿う層厚20メートル（後者の場合は30メートル）を超す箇所であり、前者を埋没波食台部分、後者を埋積谷部分と呼ぶ。

（資料）

- ・ 沖積層等深線図 (参考資料 図面1)

(1) 埋没波食台部分

現在の日本製鉄㈱名古屋製鉄所の西側まで張り出した丘陵及び台地が、波に削られてできた波食台を基盤としており、地表面下5～10メートル内外までは沖積層が堆積しているが、それ以深埋立て箇所を除き、比較的N値の高い砂層からなっており、優れた地質条件のため、震動による被害が少ないと予想される。

(2) 埋積谷部分

北部の天白川埋積谷部分と、南部の大田川埋積谷部分の二つに大別され、どちらも約18,

000年前の最終氷期の低海面に対して形成された旧河谷が軟弱な沖積層によって埋積されたものであり、天白川埋積谷部分は、名和前新田から新宝町にかけての地域で、軟弱な沖積泥層の割合が高く、震動による被害が大きいと予測される。

大田川埋積谷部分は、上流の富木島町付近の渡内川の埋積谷から下流の尾張横須賀駅付近で、過去の横須賀新川の形成した埋積谷において、特に横須賀市街地付近は、天白川埋積谷と同様の軟弱泥層がみられ、この沈泥上は、厚さ約10メートル程の砂層になっており、震動の卓越周期と木造家屋の固有周期に一致し、共振現象を起こす可能性が高いと推測される。さらには、上層部が軟弱で地下水位が高いため、地震時に液状化（クイックサンド）現象を生ずるおそれがある。

また、宅地開発が進んでいる東部の丘陵地帯でも、宅地造成の際に盛土によって用地が形成された箇所では、軟弱な地盤からなることがあり、建物の基礎部分が旧地盤に達していない場合には被害を受けやすい。

第2節 市周辺における既往の地震とその被害

愛知県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。

過去に愛知県内に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震（遠方大地震、直下地震）のタイプに分けることができる。

1 海溝型地震

発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴
1707年	8.4	宝永地震	—	愛知県では渥美郡、吉田（現豊橋）で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長 9,000m。震度 7~6。津波も来襲し、渥美表浜で 6~7m にもなった。
1854年	8.4	安政地震	—	愛知県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度 6~5。津波も来襲し、渥美表浜通りで 8~10m、知多半島西岸で 2~4m となり被害が出た。
1944年	7.9	東南海地震	死者・行方不明者 1,223人	愛知県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者 438 人、負傷者 1,148 人、家屋全壊 16,532 棟、同半壊 35,298 棟、震度 6~5、一部 7。小津波あり（波高 1m 内外）、名古屋臨海部などでは著しい液状化現象による被害があった。

2 内陸型地震

発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴
1586年	7. 8	天正地震	死者 5, 500人以上	この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度7、尾張部6、三河部6～5。津波高2～4m。
1891年	8. 0	濃尾地震	死者 7, 885人	愛知県の被害は、死者2,638人、負傷者7,705人、全壊85,511棟、半壊55,655棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度7～6。
1945年	6. 8	三河地震	死者 2, 306人	三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害は全て県のもので、死者2,306人、負傷者3,866人、全壊16,408棟、半壊31,679棟。震度は、西三河南部を中心に7～6、愛知県域の大部分が5以上。津波も発生し、蒲郡で1mほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。

(資料)

- ・ 気象庁震度階級関連解説表（抜粋） (附属資料 p. 5)
- ・ マグニチュード（M）と地震の程度 (附属資料 p. 6)
- ・ 日本における主な地震災害 (附属資料 p. 7)

第3節 社会的条件

1 地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

(1) 人口の増加に加え、近年の地価高騰による土地利用の変化により、市街地におけるビルの高層化が進み、大規模宅地造成による住宅団地の形成が進んだことである。これらは災害時における被災人口の増大と火災の多発、延焼地域の拡大の危険性を高めている。

また、急速な高齢化や国際化に伴う高齢者や外国人等の増大等、要配慮者の増大も見逃せないところである。

(2) 人々の生活様式の変化により、電力、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることである。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。

また、行政機関においてもその依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。

(3) 自動車、鉄道等の高速交通機関の発達である。自動車は、それ自体から出火したり、市街地火災の延焼拡大の媒体となることが考えられるが、それよりも、大量の自動車によって引きおこされる交通混乱が著しく拡大することが予想される。

一方、高速大量輸送機関である鉄道の発展により利便性は増大したが、大被害による被害

の危険性も増大している。

- (4) 産業の発展による危険物等の集積である。本市においては、基幹的な重化学工業の多くは臨海部の軟弱地盤地帯の埋立地に立地しており、大量の危険物等が集積している。これらの地域は、液状化現象の発生が心配されるところである。
- (5) コミュニティ意識の低下である。地震災害を最小限に食い止めるためには、「自分の家やまちは自分で守る。」という一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等の地域における災害文化の形成が欠かせないものである。

このような急速な社会的条件の変化によって、地震による被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化し、同時複合的な現れ方をするものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は決して満足すべき状態にあるとはいえない。したがって、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を普段から続けていくことが必要である。

第3章 被害想定及び減災効果

第1節 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査研究を行うことにより、本計画における災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧対策計画等の目標とする。

地域防災計画を策定するに際し、地域の被害を推定し、これに基づく諸対策を計画することが必要であるが、地震の予知（震源地、地震の規模及び発生時期）は極めて困難なものであり、被害想定を行うに当たっては、地域の震度をどの程度に設定するかが問題となる。

そこで、地域の災害危険性や災害履歴を踏まえ、震度7に対応できる体制を考慮しておく。

(資料)

- ・ 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）……………（附属資料 p. 5）

第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果

1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果

(1) 被害予測

ア 調査の目的

県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。

イ 調査結果の概要

ア 調査対象とした地震・津波

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、本県としてまず対策を講すべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを見ると参考に想定することとした。（「過去地震最大モデル」による想定）

a 「過去地震最大モデル」

- 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。
- 本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、理論上最大想定モデルの対策にも資するものである。

b 【補足】「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした。（「理論上最大想定モデル」による想定）

- 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。（※国が平成24年（2012年）8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）
- 本県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

(イ) 結果（「平成23年（2011年）度～25年度（2013年）愛知県東海地震・東南海地震、南海地震等被害予測調査結果」平成26年（2014年）5月 愛知県防災会議地震部会）

a 「過去地震最大モデル」

<揺れ、液状化>

- 平野部や半島部において、広い範囲に渡り震度6強以上の強い揺れが想定される。一部の地域で、震度7の非常に強い揺れが想定されるところもある。
- 尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。

震度7：7市町、6強：21市町村、6弱：22市町村、5強：4市町

東海市：震度6強

<浸水・津波>

- 渥美半島の外海では、最短で約9分後に津波（30cm）が到達すると想定される。
- 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。
- 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるとあると想定される。

【東海市】

津波高（最大）	津波到達時間（最短）	浸水想定域（浸水深1cm以上）
3.2m	99分 ※津波高30cm	約209ha

<被害量の想定結果>

建 物 被 害 1 ※	項 目	県全体	東海市
	揺れによる全壊	約47,000棟	約1,300棟
	液状化による全壊	約16,000棟	約70棟
	津波・浸水による全壊	約8,400棟	約100棟
	急傾斜地崩壊等による全壊	約600棟	約10棟
	地震火災による焼失	約23,000棟	約1,100棟

	合計	約 94,000 棟	約 2,700 棟
--	----	------------	-----------

※ 2 人 的 被 害	建物倒壊等による死者	約 2,400 人	約 70 人
	浸水・津波による死者	約 3,900 人	約 40 人
	急傾斜地崩壊等による死者	約 50 人	わずか
	地震火災による死者	約 90 人	約 10 人
	死者数合計	約 6,400 人	約 100 人

ライ フ ラ イ ン 被 害	項目		県全体
	上水道（断水人口）		約 7,021,000 人
	下水道（機能支障人口）	※ 3	約 3,207,000 人
	電力（停電軒数）		約 3,757,000 軒
	固定電話（不通回線数）		約 1,205,000 回線
	携帯電話（低波基地局率）	※ 3	約 81%
	都市ガス（復旧対象戸数）		約 169,000 戸
生活 への 影響	L P ガス（機能支障世帯）		約 162,000 世帯
	避難者数	避難所	約 799,000 人
		避難所外	約 748,000 人
		合計	約 1,547,000 人
	帰宅困難者数	※ 5	約 858,000～約 930,000 人
	飲料水不足	※ 6	約 13,000 トン
	食糧不足	※ 6	約 214 万食
物 質 廃 棄	毛布不足		約 45 万枚
	入院対応不足数		約 6,300 人
	外来対応不足数		約 5,100 人
経 済 被 害	災害廃棄物（がれき）		約 13,374,000 トン
	津波堆積物		約 6,465,000 トン
	合計		約 19,839,000 トン
経 済 被 害	直接的経済被害（復旧に要する費用）		約 13.86 兆円
	間接的経済被害（生産額の低下）		約 3.00 兆円

※ 1 県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合

※ 2 県全体の死者数の合計が最大となる冬深夜 5 時の場合

※ 3 発災 1 日後の想定

※ 4 発災 1 週間後の想定

※ 5 平日 12 時

※ 6 1～3 日目の計

b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定

<揺れ、液状化>

- 平野部や半島部において、非常に広い範囲に渡り震度 6 弱以上の強い揺れが想定される。また、広い範囲で震度 7 の非常に強い揺れが想定される。
- 震度 7 が想定される地域は、陸側ケースでは、知多、西三河、東三河に広がってお

り、東側ケースでは、東三河の非常に広い範囲に広がっている。

- 尾張西部、西三河南部、東三河の平野部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。

陸側ケース 震度7：32市町村、6強：14市町、6弱：8市町村
東海市：震度7

東側ケース 震度7：17市町、6強：27市町村、6弱：5市町、5強：4市町
5弱：1村 **東海市：震度7**

<浸水・津波>

- 渥美半島の外海では、最短で約5分後に津波（津波高30cm）が到達すると想定される。
- 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において非常に広い範囲が浸水する結果となっている。
- 摆れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。
- 津波ケース①の場合に県全体の全壊・焼失棟数が最大となり、津波ケース⑦の場合に県全体の死者数が最大となる。

【東海市】

津波ケース	津波高（最大）	津波到達時間（最短）	浸水想定域 (浸水深1cm以上)
①	3.3m	91分 ※津波高30cm	約212ha
⑦	2.9m	88分 ※津波高30cm	約222ha

<被害量の想定結果>

建物被害 ※1	項目	県全体	東海市
	揺れによる全壊	約242,000棟	約5,100棟
	液状化による全壊	約16,000棟	約70棟
	津波・浸水による全壊	約22,000棟	約200棟
	急傾斜地崩壊等による全壊	約700棟	約10棟
	地震火災による焼失	約101,000棟	約2,600棟
	合計	約382,000棟	約8,000棟
人的被害 ※2	建物倒壊等による死者	約14,000人	約300人
	浸水・津波による死者	約13,000人	約60人
	急傾斜地崩壊等による死者	約70人	わずか
	地震火災による死者	約2,400人	約100人
	死者数合計	約29,000人	約400人

※1 県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方18時の場合

(地震：陸側ケース、津波ケース⑦)

※2 県全体の死者数の合計が最大となる冬深夜5時の場合

(地震：陸側ケース、津波ケース①)

(ウ) 被害予測結果を踏まえた災害廃棄物発生量の推計（平成27年（2015年）7月

県環境部)

過去地震最大モデルで想定される建物被害棟数や浸水面積を基に、建物の全壊・焼失、半壊、床上・床下浸水を考慮して災害廃棄物等の発生量を推計した。

<被害量の想定結果>

廃棄物	項目	県全体	東海市
	災害廃棄物（がれき）	約 20,625,000 トン	約 596,860 トン
	津波堆積物	約 6,465,000 トン	約 51,100 トン
	合 計	約 27,090,000 トン	約 647,959 トン

※ 端数処理のため合計が各数値の和と一致しない

(2) 減災効果

ア 減災効果の想定で前提とした対策項目

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は次の4点である。

- 建物の耐震化率100%の達成（現状：約85%）
- 家具等の転倒・落下防止対策実施率100%の達成（現状：50%）
- 全員が発災後すぐに避難開始
- 既存の津波避難ビルの有効活用（津波避難ビル：659棟）

イ 減災効果

- 「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約6割減少し、死者数は約8割減少すると想定される。
- 建物の耐震化や津波避難対策等により、直接的経済被害額は約2割減少すると想定される。

項 目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
死者数	約 6,400 人	約 1,200 人 (約 8割減)		約 11,000 人 (約 6割減)
うち建物倒壊等による死者	約 2,400 人	約 700 人 (約 7割減)		約 4,900 人 (約 7割減)
うち浸水・津波による死者	約 3,900 人	約 300 人 (約 9割減)		約 3,500 人 (約 7割減)
自力脱出困難	約 800 人	約 200 人 (約 8割減)		約 1,500 人 (約 7割減)
津波からの逃げ遅れ	約 3,100 人	約 200 人 (約 8割減)		約 2,000 人 (約 7割減)

- 【補足】「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約6割減少すると想定される。

ア 建物被害

項 目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
揺れによる全壊棟数	約 47,000 棟	約 20,000 棟 (約 6割減)	約 242,000 棟	約 103,000 棟 (約 6割減)

※ 全壊・焼失棟数のうち、減災効果を試算した揺れによる全壊棟数のみを記載している。

(イ) 人的被害

※端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

※対策効果を試算した項目のみを記載しているため、各内数の合計は、死者数全体の数値に一致しない。

(ウ) 経済被害額（過去地震最大モデル）

項目	対策前	対策後
経済被害額（直接被害額）	約 13.86 兆円	約 11.25 兆円（約 2 割減）

2 東海地震・東南海地震等の被害予測

平成15年（2003年）3月に愛知県が愛知県防災会議で発表した「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」によれば、次の四つの地震が近い将来本市に、大きな影響を与えるとされている。

数値は全て概数

想定地震	地震の種類	震源域	マグニチュード Mw (M)	計測震度面積率 (%)			液状化危険度面積率 (%)			
				5弱 以下	5強	6弱	極めて 低い	低い	高い	極めて 高い
東海地震	海溝型	駿河湾	7. 9 6	2 7	7 0	3	5 1	3 0	1 5	5
東南海地震	海溝型	串本沖	8. 1 5	0	2 5	7 5	4 1	1	2 0	3 8
東海・東南海地震連動	海溝型	駿河湾・串本沖	8. 2 7	0	3	9 7	4 1	0	1 5	4 5
養老-桑名-四日市断層	内陸型	養老-桑名-四日市	7. 0 0 (7. 4 0)	5	9 4	1	5 0	1 1	3 5	5

M : 気象庁マグニチュード Mw : モーメントマグニチュード

3 主な被害予測

人的被害については、発災時時間により被害が大きく左右されるが、冬早朝5時、春秋昼12時、冬夕刻18時の三つのうち冬早朝5時が最大となる。東海地震の地震警戒宣言が発せられた場合、被害はこの表の数値の約3分の1となる結果となった。また、火災件数については、18時が最大となる。

想定地震	建物被害		火災・18時		ライフライン機能支障					
	全壊 (棟)	半壊 (棟)	出火件数 (件)	焼失棟数 (棟)	上水道 (戸)	都市ガス (戸)	L P ガス (戸)	電力 (口)	電話 (件)	下水道 (人)
東海地震	130	680	若干	若干	5,200	0	370	2,600	80	180
東南海地震	780	2,700	10	10	32,000	9,200	1,600	9,200	2,800	860
東海・東南海地震連動	890	3,000	10	10	37,000	9,300	1,800	10,000	3,700	940

養老-桑名-四日市断層帶	110	290	0	0	22,000	0	180	2,900	100	330
--------------	-----	-----	---	---	--------	---	-----	-------	-----	-----

想定地震	人的被害・冬早朝5時		帰宅困難者数 [突発時] (人)	避難所生活者数 [1日後] (人)		
	死者数 (人)	負傷者数 (人)		自宅建物被害 による	ライフライン 支障による	合計
東海地震	若干	150	9,800	230	1,800	2,100
東南海地震	10	680	9,800	1,200	10,000	11,000
東海・東南海地震連動	20	790	9,800	1,400	13,000	15,000
養老-桑名-四日市断層帶	若干	30	9,800	320	6,300	6,600

4 活断層に関する調査研究

活断層調査の必要性を検討し、調査対象ゾーン区分及び再優先順位付けを行うため、平成7年度（1995年度）に直下型大地震対策調査を実施した。これにより、愛知県は平成8年度（1996年度）から活断層調査を行っているが、その結果は、次のとおりである。

（1）知多北部・衣浦東部地域の活断層調査の結果

ア 大高一大府断層及び高浜撓曲崖

大高一大府断層と高浜撓曲崖は、音波調査や地質構造の結果から同一の断層であることが判明し、大高一高浜断層と称されることになった。この断層の活動間隔は1万年から1万7千年程度、最新活動時期は2千年から3千年程度前と推定される可能性が高いことが判明した。

イ 加木屋断層及び阿久比撓曲

加木屋断層と阿久比撓曲は、地質構造や物理探査の結果から半田市南部の成岩地区まで延びている同一の断層であることが判明し、加木屋-成岩断層と称されることになった。この断層の活動間隔は2万年程度と推測されるが、最新の活動時期の把握は困難であった。

ウ その他の断層

これまで加木屋断層の一部と考えられていた阿久比町から半田市亀崎地区付近に至る断層は、物理探査等の結果から加木屋断層とは連続せず、別の構造であることが判明し、この断層を阿久比東部撓曲と称することになった。この阿久比東部撓曲では、ここ数十万年に活動している証拠は得られなかった。

エ 活断層文献調査研究

愛知県とその周辺の活断層に関する各種文献・資料の調査を平成11年度（1999年度）から平成13年度（2001年度）までの3年間かけて実施し、歴史地震一概要と活断層一、現在の地震活動、中部日本南部の主要活断層の長期評価、愛知県とその周辺の活断層についてまとめた。

養老-桑名-四日市断層帶の記述のなかで、地震発生の可能性が指摘された養老断層に

近い濃尾平野の西方は軟弱地盤かつ海拔0メートル地帯であるため、有効な地震防災対策を総合的に検討することが急務であると指摘されている。

(参考) 地震調査研究推進本部による活断層の長期評価

[主要活断層帯の長期評価の概要 (算定基準日 令和4年(2022年)1月1日)]

都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	上みかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュー ド)	我が国における 相対的評価 ^(注4)		地震発生確率 ^(注1)			地震後 経過率 ^(注2)	平均活動間隔
				ランク	色	30年以内	50年以内	100年以内		
愛知県	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (屏風山断層帯) ^(注3)	びょうぶやま・ えなさん-さな げやまだんそう たい	6.8程度	Aランク	■	0.2%~0.7%	0.4%~1%	0.8%~2%	不明	4,000年~12,000年程度 不明
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)		7.1程度	Xランク	■	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 不明
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)		7.7程度	A*ランク	■	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~3%	0.001%~0%	0.4~1.1	約7,200年~14,000年 約5,600年前~5,400年前
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)		7.7程度	Zランク	■	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.4	40,000年程度 約14,000年前頃
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯) ^(注3)		7.4程度	Aランク	■	0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度 不明
	伊勢湾断層帯 (主部/北部)	いせわんдан そうたい	7.2程度	Zランク	■	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.03~0.1	10,000年~15,000年程度 概ね1000年前~500年前
	伊勢湾断層帯 (主部/南部)		6.9程度	Zランク	■	ほぼ0%~ 0.002%	ほぼ0%~ 0.004%	ほぼ0%~ 0.009%	0.2~0.4	5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前~1,500年前
	伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)		7.0程度	A*ランク	■	0.2%~0.8%	0.3%~1%	0.7%~3%	0.6~0.8	8,000年程度 概ね6,500年前~5,000年前
	岐阜-一宮断層帯	ぎふ-いちの みやだんそうた い				活断層ではないと判断される。				

なお、活断層が確認されていないところでも大きな地震が発生する可能性があることに留意する必要がある。

- 注) 「ほぼ0%」とあるのは、0.001%未満の確率値を表す。
- ・活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。
- ・地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。
- ・複数の都道府県に位置している主要活断層帯については、位置している全ての都道府県の欄に掲載している。
- ・再掲した主要活断層帯名を薄緑色で示している。

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならぬ。

県、市町村を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、県民や市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び「第3章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、本市の地域の防災対策において

て、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 摆れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。また、上下水道、道路、鉄道、港湾、漁港、空港、河川、海岸、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークの多重性・冗長性を確保する観点から整備を促進すること。

2 津波及び浸水対策の充実に関する事項

津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

4 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップ（防災マップ）の作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

7 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

8 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性をかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関又は市長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関名	内 容
市	1 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 2 災害による被害状況の調査及び報告を行う。

	<p>3 災害広報（南海トラフ地震に関する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）</p> <p>4 避難の指示を行う。</p> <p>5 被災者の救助を行う。</p> <p>6 給水活動、水道施設の応急措置及び災害復旧を行う。</p> <p>7 災害時の清掃、医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。</p> <p>8 消防活動及び浸水対策活動を行う。</p> <p>9 被災児童・生徒等に対する応急の教育及び保育を行う。</p> <p>10 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。</p> <p>11 農作物、家畜、林産物等に対する応急措置を行う。</p> <p>12 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備を行う。</p> <p>13 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</p> <p>14 交通規制、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。</p> <p>15 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。</p> <p>16 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。</p> <p>17 被災建築物・宅地の応急危険度判定活動を行う。</p> <p>18 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p>
--	--

2 県

機関名	内 容
県	<p>1 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関する情報等を含む。）の収集伝達を行う。</p> <p>2 災害広報（南海トラフ地震に関する情報等を含む。）を行う。</p> <p>3 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。</p> <p>4 地震防災応急対策について、市町村長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。</p> <p>5 避難の指示を代行することができる。</p> <p>6 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。</p> <p>7 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。</p> <p>8 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。</p> <p>9 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。</p> <p>10 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。</p> <p>11 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。</p> <p>12 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。</p> <p>13 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。</p> <p>14 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。</p> <p>15 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。</p> <p>16 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあっせんを行う。</p> <p>17 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</p> <p>18 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。</p>

	<p>19 自衛隊の災害派遣要請を行う。</p> <p>20 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。</p> <p>21 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。</p> <p>22 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。</p> <p>23 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。</p> <p>24 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。</p> <p>25 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。</p> <p>26 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p> <p>27 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。</p> <p>28 一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援の調整並びにあっせんを行う。</p>
県警察	<p>1 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に關することを行う。</p> <p>2 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。</p> <p>3 津波に関する予警報の伝達を行う。</p> <p>4 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。</p> <p>5 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。</p> <p>6 避難の指示又は警告及び誘導を行う。</p> <p>7 人命救助を行う。</p> <p>8 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。</p> <p>9 災害時等における交通秩序の保持を行う。</p> <p>10 警察広報を行う。</p> <p>11 災害時における各種犯罪の取締りを行う。</p> <p>12 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。</p> <p>13 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。</p> <p>14 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。</p>

3 指定公共機関

機関名	内 容
西日本電信電話株式会社	<p>1 災害時の情報等の正確、迅速な収集・伝達</p> <p>2 災害時の公衆通信の確保、施設及び設備の早期復旧</p> <p>3 被災した施設及び設備の早期復旧</p>
東邦ガス株式会社 (※)	<p>1 ガス供給施設の災害予防措置、地震防災応急対策に係る措置を実施</p> <p>2 被災施設の早期復旧、供給再開 (※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)</p>
中部電力パワーグリッド株式会社	<p>1 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施</p> <p>2 被災施設の早期復旧</p> <p>3 他社への電力融通</p>

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
東海市医師会	救護班の編成、医療及び助産活動の実施等
東海市薬剤師会	医薬品等の供給活動の協力等
(自主防災組織) コミュニティ、町内会・自治会	1 災害予警報等情報の収集及び伝達 2 防災用資機材等の点検・確保 3 避難行動要支援者等の確認 4 避難誘導 5 被災者の救助及び応急措置 6 市の実施する給水活動等の協力 7 消防活動及び浸水対策活動
(産業経済団体) あいち知多農業協同組合、東海商工会議所等	被害調査を行い、対策、指導及び必要資機材並びに融資の斡旋等
(文化、厚生、社会団体) 東海市社会福祉協議会 日本赤十字社東海市地区奉仕団	1 被災者の救助活動及び義援金の募集等 2 避難所の運営協力、救援物資の仕分け・配分等のボランティアの受け入れ 3 災害ボランティアコーディネーターの受け入れ 4 炊き出し等の救援活動に関し関係機関に協力
(建築関係団体) (一社)愛知県建築住宅センター、 (公社)愛知建築士会 (公社)愛知県建築士事務所協会 等	応急危険度判定の実施に協力

(資料)

- ・ 指定地方行政機関、指定公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

..... (参考資料 p. 27)

第3節 防災組織

防災会議

市防災会議は、市の地域に係る防災に関し、市の事務又は業務を中心に、市の区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、法第16条の規定により市長の附属機関として設置されており、条例第3条に定める委員をもって構成する。

(資料)

- ・ 東海市防災会議条例

(参考資料 p. 1)